

第19号議案

文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成28年3月24日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

文京区教育局処務規則（平成四年三月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育推進部の部中「庶務課」を「教育総務課」に改め、同部教育指導課の項の次に「児童青少年課」の項を加える。

第四条中第二項及び第四項を削り、第三項を第二項とする。

第五条の表中「庶務課」を「教育総務課」に改め、同表教育指導課の部の次に次のように加える。

児童青少年課

児童係

青少年係

課務担当主査

第六条第四項中「庶務課」を「教育総務課」に改める。

第七条の表中「庶務課」を「教育総務課」に改め、同表教育総務課の部庶務係の項第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次のように加える。

二十一 私立専修学校及び私立各種学校に関すること。

第七条の表学務課の部学事係の項第八号中「他の係」を「他の係」に改め、同表教育指導課の部の次に次のように加える。

児童青少年課

児童係

一 児童館運営及び育成室事業に関すること。

二 課内他の係に属しないこと。

青少年係

一 青少年の健全育成及び青少年問題協議会に関すること。

課務担当主査

一 放課後事業に関すること。

付 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

文京区教育局処務規則 新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>第一条 (略)</p> <p>(教育局分課)</p> <p>第二条 教育局に次の部、課を置く。</p> <p>教育推進部</p> <p><u>教育総務課</u></p> <p>学務課</p> <p>教育指導課</p> <p><u>児童青少年課</u></p> <p>第三条 (略)</p> <p>(課長)</p> <p>第四条 課に課長を置く。</p> <p><u>2</u> 課長は、上司の命を受け、課の事務を管理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(係等の設置)</p> <p>第五条 課に次の係等を置く。</p> <p><u>教育総務課</u></p> <p>庶務係</p> <p>経理教職員係</p> <p>文化財保護係</p> <p>課務担当主査</p> <p>学務課 (略)</p> <p>教育指導課 (略)</p> <p><u>児童青少年課</u></p> <p><u>児童係</u></p> <p><u>青少年係</u></p> <p><u>課務担当主査</u></p> <p>(係長等)</p> <p>第六条 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(教育局分課)</p> <p>第二条 教育局に次の部、課を置く。</p> <p>教育推進部</p> <p><u>庶務課</u></p> <p>学務課</p> <p>教育指導課</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(課長)</p> <p>第四条 課に課長を置く。</p> <p><u>2</u> 部に教育改革担当課長を置く。</p> <p><u>3</u> 課長は、上司の命を受け、課の事務を管理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p><u>4</u> 教育改革担当課長は、上司の命を受け、担任の事務を管理する。</p> <p>(係等の設置)</p> <p>第五条 課に次の係等を置く。</p> <p><u>庶務課</u></p> <p>庶務係</p> <p>経理教職員係</p> <p>文化財保護係</p> <p>課務担当主査</p> <p>学務課 (略)</p> <p>教育指導課 (略)</p> <p>(係長等)</p> <p>第六条 (略)</p>

2・3 (略)

4 教育推進部教育総務課に社会教育主事を、教育推進部教育指導課に指導主事を置く。

5～7 (略)

(教育推進部各課及び係の分掌事務)

第七条 教育推進部各課及び係(課務担当主査を含む。以下同じ。)の分掌事務は、次のとおりとする。

教育総務課

庶務係

一～二十 (略)

二十一 私立専修学校及び私立各種学校に関すること。

二十二 その他、他の部、課及び係に属しないこと。

経理教職員係～課務担当主査 (略)

学務課～教育指導課 (略)

学事係

一～七 (略)

八 課内他の係に属しないこと。

施設係～課務担当主査 (略)

教育指導課 (略)

児童青少年課

児童係

一 児童館運営及び育成室事業に関すること。

二 課内他の係に属しないこと。

青少年係

一 青少年の健全育成及び青少年問題協議会に関すること。

課務担当主査

一 放課後事業に関すること。

第八条 (略)

付 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2・3 (略)

4 教育推進部庶務課に社会教育主事を、教育推進部教育指導課に指導主事を置く。

5～7 (略)

(教育推進部各課及び係の分掌事務)

第七条 教育推進部各課及び係(課務担当主査を含む。以下同じ。)の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

庶務係

一～二十、(略)

二十一 その他、他の部、課及び係に属しないこと。

経理教職員係～課務担当主査 (略)

学務課～教育指導課 (略)

学事係

一～七 (略)

八 課内他の係に属しないこと。

施設係～課務担当主査 (略)

教育指導課 (略)

第八条 (略)